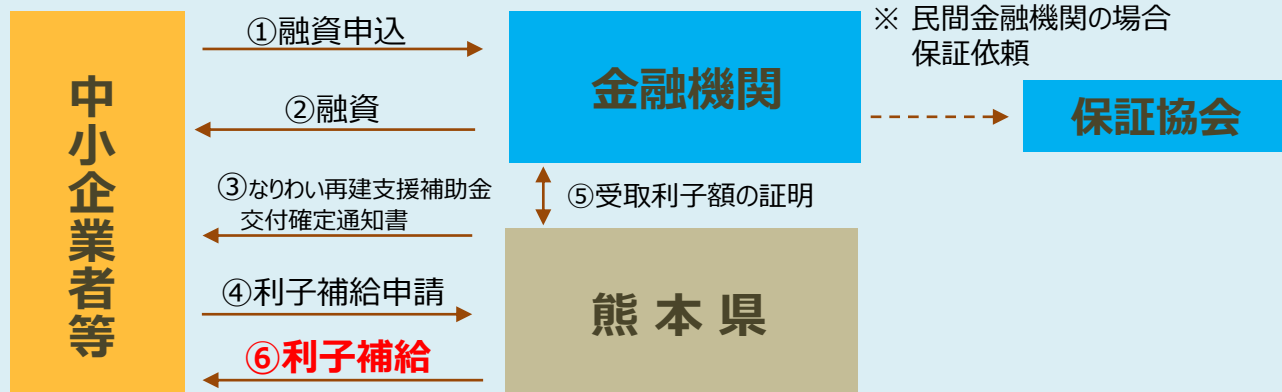


「なりわい再建資金利子補給補助金」

制度概要

「なりわい再建支援補助金」を活用して令和2年7月豪雨からの復旧に取り組む中小企業者等が、補助金の**自己負担額部分**を金融機関から借り入れた場合の、**最大3年間の利子補給事業**



利子補給対象者

- 「なりわい再建支援補助金」の**交付確定通知**の発行を受けた者
- 補給対象資金は次の①及び②
 - 「熊本県金融円滑化特別資金(豪雨分)」(民間金融機関 ※末尾参照)
 - 「令和2年7月豪雨特別貸付」(日本政策金融公庫)

利子補給対象額

- 「なりわい再建支援補助金」の自己負担額部分の借入額に係る利子(最大3年間)
- 借入額が自己負担額を超える場合は、次の算定方法による割合額を補給

$$\text{支払利子額 (1月～12月)} \times \frac{\text{自己負担額}}{\text{借入額}}$$

申請手続き

- 毎年度、**12月10日まで**に、次の書類を末尾の県庁窓口へ郵送
 - (申請1回目) ①申請書兼請求書(1号様式)、②なりわい再建支援補助金の交付確定通知(写) ③借入の金銭消費貸借契約書(写)、④借入の返済口座通帳(写)、⑤誓約書(3号様式)
 - (申請2回目以降) ①申請書兼請求書(2号様式)

※ 本リーフレットは概要の記載となっておりますので、詳細は県の補助要綱等をご確認ください。

【熊本県金融円滑化特別資金(豪雨分)】を取り扱う民間金融機関】

肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合、熊本県医師信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行、十八親和銀行、宮崎銀行(各、県内の本店及び支店)

【県庁窓口(問い合わせ・申請書等提出先)】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県商工振興金融課 金融班 096-333-2314